

鈴鹿市告示第115号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、令和5年度一般廃棄物処理実施計画を策定したので、同法第6条第4項及び鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年鈴鹿市条例第3号）第9条の規定により、その旨を告示する。

なお、関係図書は、鈴鹿市環境部廃棄物対策課において当該告示の日から令和5年5月26日までの間、一般の縦覧に供する。

令和5年5月12日

鈴鹿市長 末松 則子

令和 5 年度

一 般 廃 棄 物 処 理 実 施 計 画

鈴 鹿 市 環 境 部

廃 棄 物 対 策 課

ごみ処理編

1 計画策定の意義

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、令和 5 年度の一般廃棄物の収集、運搬及び処分について定める一般廃棄物処理実施計画（以下「本計画」という。）を策定する。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) ごみの排出抑制とリサイクルを主とした資源循環型社会を構築する。
- (2) 廃棄物の適正処理を推進し、地域環境を保全する。
- (3) 市民、事業者及び市が一体となった排出抑制及び資源化を促進する。

3 計画期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

4 計画対象区域

本計画の計画対象区域は鈴鹿市全域とする。

ただし、鈴鹿市采女が丘町から排出される一般廃棄物（ごみ）については、四日市市に処理を委託する。

5 計画収集人口及び世帯（令和 5 年 3 月末現在）

196,891 人 ・ 87,682 世帯

6 一般廃棄物（ごみ）の発生量及び処理量の見込み

[法第 6 条第 2 項第 1 号]

[単位： t]

令和 5 年度				
収集ごみ		施設持込ごみ		合 計
種 類	量	種 類	量	
もやせるごみ	28,905	可燃性ごみ	27,421	
もやせないごみ	2,133	不燃性ごみ (土砂・ガレキを含む)	3,719	
プラスチックごみ	2,448	拠点回収	18	
粗大ごみ	613			
資源ごみ (プラスチックごみ除く)	1,508			
有害ごみ	49			
計	35,656	計	31,158	

7 一般廃棄物（ごみ）の排出の抑制のための方策に関する事項

[法第6条第2項第2号]

ごみの排出抑制のため以下の方策を実施する。

【行政の役割】

住民に対する啓発

- (a) 「家庭ごみの分け方・出し方」, 「ごみ収集カレンダー」の配布
- (b) 広報すずかへ廃棄物に関する記事の掲載
- (c) 小学生向け副読本の作成・配布（「出張！ごみ博士」など学校教育での啓発）
- (d) テレビ（ケーブルネット鈴鹿）, SNS（facebook, Twitter, LINE等）の活用による啓発
- (e) 「ごみのしおり」の配付

事業者に対する啓発

- (a) 事業者に対する一般廃棄物の排出抑制の啓発
- (b) スーパーマーケット等の店頭回収による再資源化の推進
- (c) ごみ減量推進店等制度への参加促進

【住民の役割】

- (a) 過剰包装や使い捨て商品の購入・使用を自粛する。
- (b) 資源循環型・省資源型商品を選んで買う。
- (c) ものを大切に使う。
- (d) 生ごみ処理容器等による自家処理を行う。
- (e) 正しくごみを分別し, 集団回収や拠点回収へ資源を出す。
- (f) 地域でのごみ減量・リサイクル運動を推進する。

【事業者の役割】

- (a) 販売店での過剰包装を抑制する。
- (b) 資源循環型・省資源型商品を普及させる。
- (c) 販売した商品の自主回収を促進する。
- (d) 営業上発生するごみを抑制・資源化する。
- (e) 適正処理困難ごみを引き取り, 適正処理を行う。
- (f) 地域住民のリサイクル活動への支援等地域貢献を促進する。
- (g) ISO14001（国際標準化機構による環境管理システム）の取得を促進する。

8 分別して収集するものとした一般廃棄物（ごみ）の種類及び分別の区分

[法第6条第2項第3号]

最終処分場の残余容量，処理施設の状況及び分別収集計画等を総合的に勘案し，分別収集する一般廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また，市民の協力度，鈴鹿市が有する処理施設，収集機材等を勘案し，収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

一般廃棄物の種類	分別の区分		
可燃ごみ	もやせるごみ		
不燃ごみ	もやせないごみ		
資源ごみ	プラスチックごみ	プラスチック製容器包装	
	資源ごみA (紙類)	新聞紙	
		雑誌・雑がみ	
		段ボール	
		紙パック	
	資源ごみB	あきかん	
		あきびん	無色透明
			茶色
			その他の色
		ペットボトル	
衣類			
粗大ごみ	粗大ごみ		
有害ごみ	有害ごみ	乾電池	
		その他（蛍光管・鏡・水銀体温計）	

※ 事業系ごみについては，法第3条の規定に基づき，その事業活動に伴って生じた廃棄物は，自らの責任において適正に処理しなければならない。

家庭系ごみの収集運搬体制及び収集担当地区は、以下のとおりとする。

【家庭系ごみ収集運搬体制】

分別の区分		方法	回数	
もやせるごみ		集積所収集	週 2 回	
もやせないごみ			月 1 回	
プラスチックごみ			週 1 回	
有害ごみ			年 3 回	
資源ごみ A	新聞紙		月 2 回	
	雑誌・雑がみ			
	段ボール			
	紙パック			
資源ごみ B	衣類			
	あきびん			
	ペットボトル			
	あきかん			
粗大ごみ		戸別有料収集		随時

- ※ 家庭系ごみは、市が収集する。集積所収集または戸別有料収集以外は、排出者自らが市の処理施設へ搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を依頼する。
- ※ 集積所収集とは、市が定めた日時に、定められた集積所から、定められた分別のごみを市が収集することである。
- ※ ごみ集積所の設置については、「鈴鹿市ごみ集積所設置指導指針」による。
- ※ ごみ集積所の維持管理は、使用する地域住民が行う。共同住宅に設置したごみ集積所の維持管理は、共同住宅の所有者又は管理者が行う。
- ※ 戸別有料収集とは、有料で購入した「粗大ごみ処理券」が貼付された粗大ごみを、排出者の自宅玄関先で市が収集することである。
- ※ 市民は、地域のごみ集積所の管理者等と協議し、適正にごみを排出するものとする。
- ※ 市が行う外国人への分別方法、排出方法及びごみ収集等に関する周知・啓発は、外国語版ごみの分け方・出し方、ごみ収集カレンダー、外国語版ごみ集積所看板、説明会等により行う。
- ※ 共同住宅等の入居者への周知・啓発は、市及び当該共同住宅の所有者又は管理者が責任をもって行う。
- ※ 事業活動に伴って生じた一般廃棄物については、集積所収集及び戸別有料収集は行わない。事業者の責任と負担で、一般廃棄物収集運搬許可業者（一般廃棄物再生利用業者を含む。）へ委託又は排出者自らが市の処理施設等へ搬入する。

【家庭系ごみ収集担当地区】

一般廃棄物の種類		委託業者名	担当地区
もやせるごみ		(株) 鈴 友	白子 (寺家, 白子, 旭が丘) 箕田
		(株)信誠興業	庄野, 加佐登, 白子 (江島)
		大澄興業(有)	久間田, 椿, 深伊沢, 鈴峰, 庄内, 稲生
		(株) 鈴 浄 会	その他の地域
もやせないごみ		快晴興業(有)	石薬師, 河曲, 栄, 稲生 (稲生町・稲生 1~4 丁目・稲生こがね園・稲生塩屋 1~3 丁目・稲生西 1~3 丁目・野町・野村町), 白子 (江島 (中江島町・南江島町), 若松 (岸岡町 (潮見ヶ丘・砂山・千代原・西原永・望が丘) を含む))
		(株) 鈴 友	加佐登, 国府 (住吉 1~5 丁目), 井田川, 白子 ((旭が丘 (中旭が丘 1~4 丁目・東旭が丘 3~7 丁目・南旭が丘 1~3 丁目), 江島 (江島台 1~2 丁目・江島町・江島本町・北江島町・東江島町))
		(株)信誠興業	庄野, 天名, 合川, 白子 (白子町, 旭が丘 (東旭が丘 1~2 丁目)), 一ノ宮 (池田町・一ノ宮町・北長太町・高岡町・高岡台 1~5 丁目・南長太町), 箕田
		大澄興業(有)	白子 (寺家, 白子 (白子 1~4 丁目・白子駅前・白子本町)), 一ノ宮 (長太旭町 1~6 丁目・長太栄町 1~5 丁目・長太新町 1~4 丁目), 神戸 (神戸 1~9 丁目・神戸地子町・神戸本多町)
		(株) 鈴 浄 会	その他の地域
プラスチックごみ		快晴興業(有)	加佐登, 石薬師, 河曲, 一ノ宮 箕田, 若松, 栄, 天名, 合川
		(株) 鈴 友	白子
		(株) 鈴 浄 会	その他の地域
有害ごみ		快晴興業(有)	加佐登, 石薬師, 河曲, 一ノ宮 箕田, 若松, 栄, 天名, 合川
		(株) 鈴 友	白子
		(株) 鈴 浄 会	その他の地域
資源ごみ	新聞紙, 雑誌・雑がみ 段ボール 紙パック	(株) 鈴 友	白子, 栄 (磯山)
		(株) 鈴 浄 会	その他の地域
	衣類 あきかん ペットボトル	(株) 循 環	市内全域
	あきびん	(有) 香取興業	市内全域
粗大ごみ		(株) 鈴 友	市内全域

鈴鹿市一般廃棄物収集運搬許可業者 令和5年4月1日現在

許可番号	業者名	所在地
1	株式会社 五月商会	鈴鹿市国府町石丸 7751 番地の 6
2	有限会社 三栄金属商会	鈴鹿市北玉垣町 1929 番地の 1
3	みどり清掃 有限会社	津市一身田平野 665 番地
5	鈴鹿物産 有限会社	四日市市城東町 8 番 8 号
6	有限会社 ふじクリーンサービス	鈴鹿市東磯山一丁目 24 番 21 号
7	株式会社 三重サービス	鈴鹿市稲生塩屋三丁目 17 番 2 号
9	増渕運搬社 増渕伸悟	鈴鹿市東玉垣町 500 番地の 332
10	株式会社 フジスタッフイング	鈴鹿市長澤町 1815 番地の 3
11	株式会社 鈴友	鈴鹿市三日市三丁目 23 番 13 号
13	有限会社 アラカワ	四日市市楠町北五味塚 114 番地の 1
14	有限会社 大邦興業	鈴鹿市東玉垣町 500 番地の 76
15	有限会社 勝栄興業	鈴鹿市東玉垣町 2501 番地の 2
16	株式会社 佐藤商店	鈴鹿市大池三丁目 10 番 1 0 号
18	株式会社 セイワ	桑名市大字立田町 234 番地 1
19	株式会社 フジコウ	鈴鹿市住吉町 8440 番地
20	BBS 日高由賀	鈴鹿市十宮二丁目 7 番 16 号
21	株式会社 きれい・リサイクルシステム	亀山市東御幸町 219 番地の 18
22	株式会社 イトジュ	四日市市川原町 1 番 3 号
23	有限会社 WESTグループ	鈴鹿市南玉垣町 6291 番地の 1
24	有限会社 中西力雄商店	鈴鹿市国府町 7678 番地の 32
25	株式会社 カンセイ	鈴鹿市北玉垣町 58 番地の 1
26	有限会社 前田金属	津市雲出長常町 1188 番地の 1
27	株式会社 益生小型運送	四日市市中村町 2416 番地の 7
29	有限会社 三功	津市戸木町 5012 番地
31	株式会社 向陽	津市森町 1922 番地 1
32	太平美装興業 株式会社	四日市市大字塩浜 439 番地 3
33	タカノ商事 株式会社	津市丸之内 24 番 16 号
35	株式会社 北瀬商店	鈴鹿市神戸寺家町 24 番地
37	三重執鬼 株式会社	鈴鹿市平野町 825 番地
38	株式会社 千草園	四日市市大字塩浜 133 番地の 1
39	有限会社 進栄サービス	四日市市中野町 2010 番地
40	有限会社 鈴清社	鈴鹿市南玉垣町 6269 番地
41	株式会社 大栄管清土木	鈴鹿市柳町 1447 番地
42	三重コンニクス 株式会社	四日市市芝田一丁目 2 番 13 号
43	株式会社 鈴鹿ビルクリーナー	鈴鹿市東江島町 17 番 24 号
44	株式会社 鈴浄会	鈴鹿市東玉垣町 500 番地の 112
45	株式会社 司	松阪市五主町 1313 番地
46	株式会社 東海環境サービス	桑名市大字東汰上 1009 番地
47	仲尾商店 仲尾吉己	鈴鹿市長澤町 1899 番地
48	有限会社 宮元商会	鈴鹿市野町南一丁目 3 番 35 号
49	エコシスAZ 株式会社	鈴鹿市石薬師町 2906 番地の 6
50	中部メディカル 有限会社	名古屋市北区楠町 340 番地
51	やまもと企画 株式会社	岐阜県可児市塩河 1054 番地の 1
53	株式会社 真宮	四日市市阿倉川町 18 番 19 号
54	株式会社 木下カンセー	滋賀県大津市大萱一丁目 17 番 14 号
55	中部商事 株式会社	津市北丸之内 191 番地
56	河本産業 株式会社	四日市市中野町字東岡 2063 番地 1
58	快晴興業 有限会社	鈴鹿市柳町 1447 番地
59	丸ノ内ビル管理 株式会社	津市丸之内 9 番 13 号
61	株式会社 循環	鈴鹿市北玉垣町 58 番地の 1
64	有限会社 メディカルシンセイ	四日市市山城町 623 番地 27
67	NHS名古屋 株式会社	愛知県名古屋市中千種区内山三丁目 7 番 3 号
70	有限会社 ダストバン	松阪市新松ヶ島町 189 番地の 22
71	有限会社 丸昭清美社	鈴鹿市東玉垣町 2505 番地の 4
73	株式会社 ウェスギ	四日市市天カ須賀新町 1 番地の 32
74	株式会社 中央産機	鈴鹿市伊船町 2948 番地の 37

75	社会福祉法人 伊勢亀鈴会	鈴鹿市八野町 428 番地の 1
80	マルゼン 有限会社	津市大倉 13 番 26 号
83	株式会社 大京産業	四日市市大治田三丁目 5 番 11 号
84	株式会社 中央メタル	四日市市生桑町 2451 番地 6
85	中川送電工事 有限会社	亀山市川崎町 1545 番地の 1
86	南商会 株式会社	津市白塚町 3025 番地
87	成和建設 株式会社	鈴鹿市稲生町 8326 番地の 9
89	宮古島建設工業 株式会社	四日市市波木町 491 番地
92	株式会社 エーエム	三重郡菰野町大字杉谷 2328 番地 295
93	株式会社 伊勢商	津市半田 403 番地の 3
94	株式会社 マルキン	津市久居明神町 1615 番地 1
96	ひきうけ隊 流下広樹	四日市市垂坂町 416 番地 1
97	株式会社 ベスパ	奈良県大和郡山市新町 744 番地 20
98	福元建工 福元芳彦	鈴鹿市白子二丁目 31 番 9 号
99	朝日金属 株式会社	愛知県名古屋市北区六が池町 555 番地
100	株式会社 パイオニアサービス三重	鈴鹿市三日市南一丁目 5 番 22 号
101	株式会社 ハンエイ	鈴鹿市下大久保町 971 番地
102	株式会社 大功土木	津市芸濃町林 2338 番地 2
104	株式会社 ミヤテック	松阪市垣鼻町 896 番地の 19
111	きれいずきサービス 株式会社	津市香良洲町 5650 番地の 1
112	株式会社 大栄工業	伊賀市西明寺字中川原 485 番地 2
115	伊藤造園建設 株式会社	鈴鹿市平野町 7736 番地の 1
116	有限会社 大本商店	津市白塚町 1944 番地
117	鈴鹿市清掃協同組合	鈴鹿市神戸九丁目 13 番 22 号
119	株式会社 サカモト	津市雲出本郷町 1805 番地
120	株式会社 K S S コーポレーション	四日市市新正二丁目 11 番 9 号
122	株式会社 かきくけコーポレーション	鈴鹿市算所町 1242 番地の 2
124	クール・アース・ジャパン 株式会社	津市西丸之内 9 番 2 号
125	有限会社 サトー工業	員弁郡東員町大字筑紫 339 番地
126	株式会社 信誠興業	鈴鹿市東玉垣町 500 番地の 50
127	有限会社 香取興業	鈴鹿市東玉垣町 500 番地の 58
128	大澄興業 有限会社	鈴鹿市東玉垣町 542 番地
129	株式会社 トウエルブ	亀山市南野町二丁目 18 番 1 号
133	株式会社 高野	四日市市桜町 5475 番地の 1
134	株式会社 中村組	四日市市あかつき台二丁目 1 番地の 192
137	有限会社 古市建材	四日市市青葉町 800 番地の 116
139	有限会社 安芸土木	津市安濃町草生 4361 番地
140	株式会社 チーム一休	四日市市青葉町 800 番地 56
143	スーパーサンシ 株式会社	四日市市河原田町 1301 番地
148	株式会社 あき工業	愛知県弥富市寛延七丁目 11 番地 1
149	三秀建設 株式会社	鈴鹿市三宅町 3685 番地の 6
150	有限会社 林総業	鈴鹿市徳田町 256 番地
151	S weeper 今井浩視	桑名市参宮通 92 番地
152	K T S 株式会社	津市幸町 26 番地 15 号
153	株式会社 サクラシード	鈴鹿市上田町 1034 番地 1
154	西口建工 株式会社	鈴鹿市岸岡町 3371 番地
155	K A N A 鉄工 鈴木隆夫	鈴鹿市桜島町一丁目 17 番地の 11
156	有限会社 末吉土木	四日市市山田町 171 番地 1
157	株式会社 中央クリーンメンテ	四日市市楠町北五味塚 1335-1
158	有限会社 未来開発	津市庄田町 1432 番地
159	山央工業 株式会社	鈴鹿市磯山一丁目 8 番 40 号
160	株式会社 三交コミュニテイ	津市丸之内 9 番 18 号
161	鈴鹿市シルバー人材センター	鈴鹿市神戸一丁目 17 番 5 号
164	有限会社 ライブ	津市乙部 30 番 7 号
165	株式会社 クリーンハート	津市雲出本郷町 1804 番地
166	有限会社 ユニバーサル・ツアー	四日市市稲葉町 6 番 1 号
170	みえライフサービス 山手康生	鈴鹿市野町南一丁目 10 番 10 号
171	株式会社 田中商店	四日市市小林町 3029 番 208
172	株式会社 尾崎工業	鈴鹿市国府町 883 番地の 12

173	株式会社 朝日工業	鈴鹿市白子町 3212 番地の 1
174	株式会社 山商グループ	亀山市関町富士ハイツ 998 番地 76
175	有限会社 スズカテック	鈴鹿市南長太町 800 番地の 1
176	クリーンサポート雅 増田雅紀	鈴鹿市東玉垣町 1250 番地の 1
177	有限会社 浅井ビルクリーナー	津市白山町二本木 3368 番地の 1
178	コサカグリーン 株式会社	鈴鹿市石薬師町 4150 番地
179	株式会社 井上工業	鈴鹿市北江島町 49 番 15 号
180	株式会社 smile space planning	鈴鹿市自由ヶ丘四丁目 13 番 15 号
182	朝日土木 株式会社	四日市市川原町 3 2 番 1 号
183	株式会社 センシン	四日市市宮東町三丁目 34 番地の 1
184	有限会社 共和建設	鈴鹿市磯山四丁目 8 番 25 号
186	便利屋ゆうすい 山崎一平	津市河芸町上野 746 番地
187	和田サービス 和田清一	鈴鹿市南若松町 87 番 3 号
188	有限会社 杉野商店	鈴鹿市住吉二丁目 9 番 10 号
190	La route 大場裕介	鈴鹿市国府町 4935 番地の 75
191	株式会社 伴建材	鈴鹿市五祝町 1780 番地
192	有限会社 坂倉産業	三重郡菰野町大字潤田 995 番地
193	株式会社 農機市場	鈴鹿市平野町 962 番地の 1
194	ヒロ工業 廣智彦	鈴鹿市平田本町二丁目 22 番 30 号
195	福井総業 福井郁哉	鈴鹿市白子二丁目 10 番 34 号
196	エムテック 株式会社	松阪市桂瀬町 217 番地 1
197	日高組 日高正男	鈴鹿市鈴鹿ハイツ 13 番 43 号
198	コーエイ化工 株式会社	四日市市川尻町 100 番地
199	株式会社 桐山興業	津市久居中町 799 番地 4
201	株式会社 リョーケン	四日市市浜田町 1 番 15 号
202	株式会社 k o u s u i	津市白塚町 2443
203	浅井東海物流 株式会社	四日市市新正三丁目 1 番 5 号
204	筑豊開発 高林等	四日市市南小松町 2135 番地
205	株式会社 柏新	四日市市蒔田二丁目 8 番 4 号
206	株式会社 アスター	津市安濃町妙法寺 3 2 2 番地 2
207	照公社	伊勢市黒瀬町 1344 番地 4
209	株式会社 杉本ホームズ	四日市市茂福町 3 番 19 号
210	株式会社 奥伸	伊勢市村松町 1 番地 28
211	株式会社 エイト新興	津市久居小野辺町 1302 番地 1
212	株式会社 フクギ	鈴鹿市自由ヶ丘四丁目 5 番 17 号
214	宮古島環境サービス 有限会社	鈴鹿市末広西 2 番 7 号
215	株式会社 大榮	四日市市笹川三丁目 134 番地
216	株式会社 三重平安閣	四日市市元町 8 番 5 号
217	ぬくもりメイト 今井千尋	津市河芸町千里ヶ丘 72 番地 1 R14-306
220	北田商店 北田浩平	松阪市駅部田町 1588 番地 3
221	株式会社 ピアルカ	愛知県蒲郡市三谷北通四丁目 53 番地
224	有限会社 ライヴサービス	鈴鹿市江島町 3491 番地の 2
225	アイクラスワークス 井上信昭	津市河芸町高佐 1047 番地
226	株式会社 エコ・ブランニング	津市森町 2343 番地
227	株式会社 飯田商事	亀山市関町小野字下門田 153 番地
228	株式会社 M S T	津市住吉町 12 番 29 号
229	エム・ケイ合同会社	津市大園町 15 番 27 号
230	株式会社 O M I T E C	いなべ市大安町梅戸 90 番地 6
231	株式会社 稲垣	津市榊原町 14530 番地
234	フォーナイン 松田剛	津市垂水 750 番地 32
235	イケダアクト 株式会社	鈴鹿市池田町 1140 番地
236	便利屋 n i k i c h i 磯部仁吉	鈴鹿市稲生こがね園 22 番 21 号
237	有限会社 阪組	津市河芸町中別保 2410 番地 1
238	株式会社 K Y S	四日市市新正二丁目 10 番 2 号
239	特定非営利活動法人 O F M	津市小舟 393 番地 1
240	株式会社 Z E R O	鈴鹿市岸岡町 3175 番地の 2
241	株式会社 ケアテクノサービス	多気郡明和町大字明星 2289 番地 2
242	株式会社 R Y U K E N	鈴鹿市三宅町 2342 番地の 4
243	合同会社 快生谷岡ライフ	鈴鹿市中江島町 7-21 中江島町 889 倉庫 C

245	株式会社 長太建設	鈴鹿市長太旭町四丁目 18 番 8 号
246	株式会社 タイシン	鈴鹿市郡山町 796 番地の 16
247	株式会社 山商	津市芸濃町林 462 番地 1
248	K. C. S 小菅晃	津市大里窪田町 797-5
249	竹下堂 竹下英二	鈴鹿市木田町 2421 番地の 1
250	有限会社 佳起建設	鈴鹿市郡山町 1151 番地の 2
251	株式会社 溝口美装	津市寿町 18 番 4
252	株式会社 はじめ	桑名市大字西金井字西谷 412 番地 5
253	株式会社 T F K	四日市市南小松町 374 番地
254	エコノミーズ 伊藤浩真	松阪市宮町 231 番地 3 ソレイユ 11 202 号室
255	合同会社 リバース	津市雲出長常町 1294 番地
256	希代建設 株式会社	四日市市采女町 4198 番地
257	株式会社 L I F E D O O R	津市中央 9 番 1 号
258	岡田石材店 岡田秀雄	鈴鹿市西条一丁目 15 番 2 号
259	株式会社 ケイテック	鈴鹿市柳町 479 番地
260	株式会社 Y O T S U B A	鈴鹿市中江島町 20 番 22 号
261	鈴木商店 代表 鈴木将太	四日市市南いかるが町 14 番 2 号
262	トータルネットサービス 代表 西村俊哉	鈴鹿市長太栄町五丁目 1 番 31 号
263	株式会社 オアシス. サービス	名古屋市南区本地通七丁目 9 番地の 1

一般廃棄物再生利用業者 令和 5 年 4 月 1 日現在

業者名	所在地
株式会社 奥村産業	鈴鹿市椿一宮町 1612 番地

9 一般廃棄物（ごみ）の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

[法第6条第2項第4号]

(1) 収集運搬処理計画

分別の区分		収集容器	収集・運搬	処理・処分方法
もやせるごみ		認定袋 (半透明緑)	委託業者による指定日回収	市で焼却後、主灰・飛灰は委託業者による資源化
もやせないごみ		認定袋 (透明) (スプレー缶のみ 中身の確認できる 無色透明の袋)		市で破碎・選別後、焼却・資源化 又は埋立て 使用済小型電子機器はピックアップ 選別後、認定事業者に引渡す
プラスチックごみ		認定袋 (半透明ピンク)		市で選別・保管後、委託業者による 資源化 選別後の残渣は焼却
資源ごみ A	新聞紙	紐 (十文字に縛る) *雑がみは、 紙袋に入れて 排出可能		委託業者による資源化
	雑誌・雑がみ			
	段ボール			
	紙パック			
資源ごみ B	あきかん	フレキシブルコンテナ		市で選別・保管後、委託業者による 資源化
	あきびん	プラスチックコンテナ		
	ペットボトル	フレキシブルコンテナ		
	衣類	中身の確認が できる透明袋		
粗大ごみ		—	市で破碎・選別後、焼却・資源化 又は埋立て 使用済小型電子機器はピックアップ 選別後、認定事業者に引き渡す	
有害ごみ		市指定 旧黄色袋、 または 中身が見える 無色透明袋	市で選別・保管後、委託業者による 無害化・資源化	
家電4品目		—	許可業者による指定日回収	家電メーカーの指定引き取り場所 へ運搬、各メーカーによる資源化

(2) 公共施設における拠点回収

設置場所	収集品目
市役所（4階：廃棄物対策課）	乾電池，蛍光管，使い捨てライター
地区市民センター・公民館（公民館との併設センター・12箇所を含む22箇所）	乾電池，蛍光管，あきかん，使い捨てライター
公民館（単独館10館）	乾電池，蛍光管，あきかん，使い捨てライター
鈴鹿市ふれあいセンター（1館）	乾電池，蛍光管，あきかん，使い捨てライター

※ 拠点回収とは、対象となる公共施設へ持ち込まれたものを、市が定期的に回収することである。

(3) 再生資源業者及び引渡業者

区分		名称及び所在地
資源 ごみ	新聞紙	三愛紙業株式会社 桑名市片町29番地 株式会社エコスポット 鈴鹿市伊船町2367番地2
	雑誌・雑がみ	
	段ボール	
	紙パック	
	衣類	
	あきかん	株式会社カンセイ 鈴鹿市北玉垣町58番地1
	ペットボトル	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 東京都港区虎ノ門一丁目14番1号
		再商品化事業者： 協栄J&T環境株式会社 西日本PETボトルMRセンター 三重県津市雲出鋼管町1番地
	あきびん (その他の色)	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 東京都港区虎ノ門一丁目14番1号
		再商品化事業者：東洋カレット株式会社 滋賀工場 滋賀県湖南市岩根136番地82
あきびん (無色透明・茶色)	東洋カレット株式会社 滋賀工場 滋賀県湖南市岩根136番地82	
プラスチックごみ (プラスチック製容器包装)	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 東京都港区虎ノ門一丁目14番1号	
	再商品化事業者： 日本製鉄株式会社 八幡プラスチック再商品化工場 福岡県北九州市戸畑区飛幡町1番1号 株式会社エコパレット滋賀 本社工場 滋賀県甲賀市甲南町柑子2002番地24	
有害ごみ	野村興産株式会社イトムカ鋳業所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1	
使用済小型電子機器類	吉良開発株式会社 愛知県西尾市吉良町宮迫大迫105番地	
金属屑等	破砕処理された鉄の屑	株式会社佐藤商店 鈴鹿市大池三丁目10番10号
	その他金属屑	株式会社佐藤商店 鈴鹿市大池三丁目10番10号
焼却灰（主灰・飛灰含む） (清掃センター)	太平洋セメント株式会社中部北陸支店 名古屋市中区栄2-8-12	
	メルテック株式会社 栃木県小山市大字梁2333番地29	

三重中央開発株式会社 伊賀市予野 4713
中部リサイクル株式会社 愛知県名古屋市港区昭和町 18

※ ペットボトルや金属屑等，使用済小型電子機器類は，四半期毎や，上半期と下半期で，再商品化事業者が変更となる場合があります。

10 一般廃棄物（ごみ）の処理施設の整備に関する事項

[法第6条第2項第5号]

【中間処理施設】

施設名称	鈴鹿市清掃センター	鈴鹿市不燃物リサイクルセンター (2期事業施設)
所在地	鈴鹿市御菌町 3688 番地	鈴鹿市国分町 1700 番地
処理対象	もやせるごみ 粗大ごみ (可燃性)	もやせないごみ・有害ごみ プラスチックごみ・ 粗大ごみ (不燃性)
処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉	破碎・選別・圧縮・梱包
処理能力	270 t/日	不燃・粗大ごみ 44 t / (5h・日) プラスチックごみ 22 t / (5h・日) 有害ごみ 2 t / (5h・日) ペットボトル 2 t / (5h・日)
稼動	2003 (平成 15) 年 12 月	平成 22 年 4 月 (容器包装プラスチックごみ処理棟) 平成 23 年 4 月 (不燃・粗大ごみ処理棟, ペット ボトル処理系統, 有害ごみ処理 系統)
運転管理	委託 (DBO方式)	委託 (PFI方式)

【最終処分場】

施設名称	鈴鹿市不燃物リサイクルセンター (1期事業最終処分場)	鈴鹿市不燃物リサイクルセンター (2期事業最終処分場)
所在地	鈴鹿市国分町 1700 番地 (借地)	鈴鹿市国分町 1700 番地 (借地)
埋立場所	山間	山間
埋立対象	破碎不燃物・プラスチック減容固化物等	破碎不燃物・プラスチック減容固化物等
埋立開始	1993 (平成 5) 年 4 月	-
総面積	98,800 m ² (施設用地を含む)	23,400 m ²
総埋立容量	393,907 m ³	125,300 m ³
残余容量	43,108.1 m ³ (R4.9 末実測値)	125,300 m ³
埋立工法	セル工法	セル工法
管理体制	PFI方式	PFI方式

【市内の一般廃棄物処理施設】

①鈴鹿リサイクルセンター有限公司

施設の種類	ごみ処理施設（破碎）
処理する一般廃棄物の種類	粗大ごみ，不燃ごみ，可燃ごみ，資源ごみ，混合ごみ
設置場所	鈴鹿市住吉町 8440 番地
処理能力	粗大ごみ 68.19t/14h，不燃ごみ 340.93t/14h， 可燃ごみ 136.37t/14h，資源ごみ 340.93t/14h 混合ごみ 238.65t/14h
許可年月日	令和 2 年 6 月 8 日
許可番号	鈴地防第 5558 号
処理方式	破碎

施設の種類	ごみ処理施設（破碎）
処理する一般廃棄物の種類	粗大ごみ及び可燃ごみ（いずれも木くずに限る。）
設置場所	鈴鹿市住吉町 8440 番地
処理能力	粗大ごみ 348.6t/14h，可燃ごみ 348.6t/14h
許可年月日	平成 28 年 3 月 18 日
許可番号	鈴地防第 5558 号の 2

施設の種類	ごみ処理施設（せん断）
処理する一般廃棄物の種類	粗大ごみ，不燃ごみ，可燃ごみ，資源ごみ，混合ごみ
設置場所	鈴鹿市住吉町 8440 番地
処理能力	粗大ごみ 514.5t/14h，不燃ごみ 2572.5t/14h， 可燃ごみ 1029t/14h，資源ごみ 2572.5t/14h 混合ごみ 1800.75t/14h
許可年月日	令和 2 年 6 月 8 日
許可番号	鈴地防第 5558 号の 2
処理方式	せん断

②株式会社モビリティランド 鈴鹿サーキット

施設の種類	ごみ処理施設（選別施設）
処理する一般廃棄物の種類	混合ごみ（紙屑，スチール缶，アルミ缶，プラスチック，瓶，残飯）
設置場所	鈴鹿市御園町 4569 番地 3
処理能力	160m ³ /24h ， 6.4t/8h
許可年月日	平成 6 年 7 月 8 日

許可番号	鈴保第 231-2 号
処理方式	3 軸回転破碎（破袋）機，風力選別機，永磁式吊下磁選機，アルミ選別機

③三愛紙業株式会社

施設の種類	ごみ処理施設（圧縮，梱包）
処理する一般廃棄物の種類	古紙
設置場所	鈴鹿市安塚町字野瀬 1491 番地の 3
処理能力	113t/7h
許可年月日	平成 14 年 5 月 28 日
許可番号	北生環鈴第 508-8 号

④株式会社エコスポット

施設の種類	ごみ処理施設（圧縮，梱包）
処理する一般廃棄物の種類	紙くず
設置場所	鈴鹿市伊船町 2367 番地 2
処理能力	176t/日（8 時間）
許可年月日	平成 23 年 2 月 15 日
許可番号	四農環第 5554 号

【市内の一般廃棄物再生利用施設】

株式会社奥村産業

施設の種類		ごみ処理施設
指定年月日		令和3年8月31日
指定番号		第2号
事業の範囲	事業の種別	一般廃棄物再生利用業
	取り扱う一般廃棄物の種類	草・剪定枝
再生活用の目的		堆肥化
指定期間		令和3年9月1日から令和5年8月31日まで
指定条件		(1) 鈴鹿市内で排出されるものに限る。 (2) 行政発注の公共工事において排出されるものに限る。

1 1 その他一般廃棄物（ごみ）の処理に関し必要な事項

(1) ごみ減量および資源化向上に向けた取り組み

廃棄物減量等推進審議会からの答申に対し、一般廃棄物（ごみ）の減量化対策を実施する。

ア ごみ減量推進店等制度の継続

イ ごみ集積所における収集方式と拠点回収の併用

(2) 廃棄物減量等推進員

一般廃棄物の減量化を推進するため、廃棄物減量等推進員（785名）を委嘱する。

廃棄物減量等推進員は、資源ごみ収集日に集積所において、地域の住民に分別・排出方法についての指導等を行う。

(3) 資源ごみ回収活動奨励金事業

一般廃棄物の減量化及び資源としての再生利用を促進するため、子供会・自治会等の集団回収登録団体の拡充及び奨励を行う。具体的には、回収重量1kg当たり3円の奨励金を交付する。

令和5年度資源ごみ集団回収活動奨励事業（見込み）	
登録団体数	86 団体
回収量	1,666,660kg/年
奨励金交付額	4,999,980 円/年

(4) あきかんポスト事業

資源の貴重さとリサイクル意識の向上を図るため、地区市民センター・公民館等（33箇所）にあきかんポストを設置し、拠点回収を行う。

〔単位：kg〕

令和5年度あきかんポスト事業（見込み）	
アルミ缶	3,000
スチール缶	3,000
計	6,000

(5) 生ごみ処理容器及び生ごみ処理機購入費助成金事業

生ごみ処理容器（コンポスト等）及び生ごみ処理機の購入者に対して購入費の二

分の一（限度額 15,000 円）を助成し，処理容器等の普及を促し，ごみの減量化及び自己処理の啓発促進を図る。

〔単位：件，円〕

令和 5 年度生ごみ処理容器及び処理機購入費助成事業(見込み)		
	助成件数	助成金額
生ごみ処理容器及び処理機購入費助成事業	175 件	1,500,000 円

(6) その他

- ※ 一般廃棄物のうち，市の施設で中間処理が困難な廃棄物については，民間業者に中間処理を委託することがある。
- ※ 処理施設に災害・事故等が発生し，処理が不可能な場合は，他の市町村又は民間業者に処理を委託することがある。
- ※ 粗大ごみ戸別有料収集の受付業務は，民間業者へ委託する。
- ※ 在宅医療廃棄物のうち注射針（糖尿病用自己注射針を含む）等の鋭利なものについては，原則として医療関係者又は患者・家族等が医療機関へ返却して処分する。また透析バック，ストマ（人工肛門）等の非鋭利なものについては一般廃棄物として市の施設で適正に処理する。
- ※ 感染性一般廃棄物（特別管理一般廃棄物）のうち，手術等に伴って発生する病理廃棄物（摘出された臓器，組織等）で，医療機関又は個人から持ち込まれたものについては，斎苑で処理する『感染性廃棄物等処理マニュアル』の汚物として処理する場合を適用して処理する。その他の感染性一般廃棄物については，発生者自ら又は特別管理産業廃棄物の処理業者に委託して特別管理産業廃棄物処理基準に従って適正に処理しなければならない（法第 14 条の 4 第 12 項）。
- ※ 集落排水処理施設終末処理場等で排出される「し渣」は一般廃棄物であり，その内容により市の処理施設に直接又は一般廃棄物収集運搬業者に委託し，搬入する。
- ※ ディスポーザー排水処理施設から排出される汚泥は，一般廃棄物（ごみ）であるため，収集運搬については一般廃棄物（ごみ）収集運搬業者により行い，処分についてはし尿処理施設で行う。
- ※ 特定家庭用機器再商品化法において再商品化の対象となる家電 4 品目(洗濯機・衣類乾燥機，冷蔵庫・冷凍庫，エアコン，ブラウン管式テレビ・液晶テレビ・プラズマテレビ)については，家電メーカーに引き渡し，リサイクル処理する。
家電 4 品目のうち，小売店に引き取り義務のないものについては，家電 4 品目に限

った一般廃棄物収集運搬業の許可を与えた既存の1業者が対応する（下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の規定による県知事の承認済み。）。

※ 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表第6上欄に掲げる指定再資源化製品のうちパーソナルコンピュータについては、排出者自ら鈴鹿市不燃物リサイクルセンターへ搬入するか、製造メーカーに引き渡し、リサイクル処理する。

※ 適正処理困難物については、鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり指定する。また、処分については販売業者等に処理を依頼するものとする。

タイヤ，消火器，プロパンガス等充填式ボンベ，アスファルト，バイク（原付含む），FRP廃船（レジャーボート），オイルヒーター，エンジンオイル，ガソリン・灯油，火薬等爆発引火等の危険物，農薬・劇薬，ペンキ・シンナー等，耐火金庫，ピアノ，火災廃材の一部，断熱材，スレート（アスベスト含有物），「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」第2条第2項に規定する特定製品（業務用エアコン，業務用冷凍冷蔵機器），漁網，ウォータークーラー（冷水機），ウォーターサーバー（本体），破砕出来ない大きさのコピー機，玄米冷蔵庫，シニアカー（電動車いす），エンジン（自動車，バイク等），パレット，太陽光発電パネル，注射器

生 活 排 水 处 理 編

令和5年度における一般廃棄物（生活排水）処理実施計画を次のとおり定める。

1 一般廃棄物の排出状況及び処理計画

処理見込み

(単位：人・k1)

	2022（令和4）年度		2023（令和5）年度	
	対象人口	処理量	対象人口	処理量
1 計画処理区域	196,325	46,670	195,693	45,899
2 水洗化・生活雑排水処理	180,705	34,425	180,461	33,924
(1) 公共下水道	107,392	—	108,413	—
(2) 農業集落排水施設	15,769	7,540	15,622	7,490
(3) コミュニティ・プラント	0	0	0	0
(4) 合併処理浄化槽	57,544	26,885	56,426	26,434
3 単独処理浄化槽	8,601	6,404	8,387	6,262
4 非水洗化(汲み取り)	7,019	5,841	6,845	5,712
5 計画処理区域外人口	28	—	28	—

※ 本市が設置し、維持管理する大型合併処理浄化槽（コミュニティ・プラント）に該当するものはない。

※ 計画処理区域外（鈴鹿市采女が丘町）から排出される生活排水については、四日市の公共下水道にて処理を行う。

※ 本表については、四捨五入の端数処理の関係で計算結果があわないことがある。

2 一般廃棄物の処理主体

(1) 収集運搬計画

区分	処理主体	収集回数	収集方法	運搬先
し尿	許可業者 委託（市公共施設のみ）	随時	個別	鈴鹿市クリーンセンター
浄化槽汚泥	許可業者			

許可業者は次の業者とする。（浄化槽汚泥 11 業者，し尿 1 業者）

業者名	代表者名	区分
(株)朝日工業	小西 宣彰	浄化槽汚泥のみ
大澄興業(有)	大谷 里巳	浄化槽汚泥のみ
快晴興業(有)	大谷 泰史	浄化槽汚泥のみ
(有)香取興業	森 潔	浄化槽汚泥のみ
(有)勝栄興業	中西 昇一	浄化槽汚泥及びし尿
(株)信誠興業	山崎 勝哉	浄化槽汚泥のみ
(株)循環	大谷 航平	浄化槽汚泥のみ
(有)大輝興業	山崎 泰伸	浄化槽汚泥のみ
(有)丸昭清美社	中西 智紀	浄化槽汚泥のみ
(株)鈴友	寺尾 馨	浄化槽汚泥のみ
(株)鈴浄会	野間 千晴	浄化槽汚泥のみ

※ し尿の収集区域は市内全域を対象とし，市の許可を受けた業者が計画収集し，し尿処理施設で処理を行う。なお，計画収集とは，し尿くみ取り申込書を受理した後は，利用者からの連絡が無くても利用人員及び便槽容量等を勘案して，許可業者自らが自主的かつ計画的に収集することである。

※ し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業者に対しては「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」（合特法）に基づき合理化学業計画を策定し削減を実施している。よって，新規に一般廃棄物処理業の許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条）は行わないものとする。

※ 新規の許可申請において、既に一般廃棄物処理業（浄化槽汚泥の収集運搬業）の許可を有するものと汚泥等の収集運搬委託契約の締結がない場合、または、契約の存在が不明な場合は、浄化槽法第 36 条第 2 号ホに規定する欠格事由が存在するとし、浄化槽清掃業の許可（浄化槽法第 35 条）は認めないものとする。

※ 一般廃棄物のうち、市の処理施設で中間処理が困難な廃棄物については、民間業者に中間処理及び最終処分を委託することがある。また、事業活動に伴って生じた一般廃棄物のうち、市の処理施設で中間処理が困難な廃棄物については、事業者の責任と負担で適正に処理するものとする。

鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 16 条第 1 項の規定に基づき、「多量の土砂を含有する浄化槽汚泥」を適正処理困難物に指定する。

(2) 処理施設

施設名称	鈴鹿市クリーンセンター
所在地	鈴鹿市上野町 630 番地
業務開始	1965（昭和 40）年 4 月 1 日 施設名称：鈴鹿市東谷し尿処理場
新施設稼働	1988（昭和 63）年 10 月 1 日
処理対象	し尿及び浄化槽汚泥
処理方式	標準脱窒素処理方式＋高度処理
処理能力	270 k1／日（し尿 192 k1／日・浄化槽汚泥 78 k1／日）
放流先	我入坊川（準用河川を経て一級河川鈴鹿川へ）

3 今後の課題及び考察

(1) し尿収集運搬業者の事業転換支援問題

下水道の整備等に伴い転廃業を余儀なくされるし尿収集運搬業者に対して、これまで 1997（平成 9）年 4 月、1999（平成 11）年 2 月、2002（平成 14）年 10 月、2006（平成 18）年 4 月、2015（平成 27）年 4 月、2017（平成 29）年 4 月、2018（平成 30）年 4 月、2022（令和 4）年 4 月に代替業務による合理化事業を実施している。

今後も収集量の減少に伴い、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づき、その業務の安定を保守する。